

# 令和6年度 第3回大津市バリアフリー推進協議会

## 次 第

令和6年11月20日(水)10時00分～  
大津市役所 新館2階 災害対策本部室

### 1 議 題

- (1)移動等円滑化促進方針の策定と次期バリアフリー基本構想の改定について(振り返り)
- (2)次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について
- (3)心のバリアフリーの取組方針について
- (4)移動等円滑化促進方針の策定と次期バリアフリー基本構想の改定について(まとめ)
- (5)今後のスケジュール(案)について

### 2 その他

---

#### 【配布資料】

- 1 次第
- 2 令和6年度 第3回大津市バリアフリー推進協議会資料
- 3 資料-1 特定事業の表記について
- 4 出欠者名簿

# 移動等円滑化促進方針の策定と 次期バリアフリー基本構想の改定について

開催日:令和6年11月20日(水)

開催場所:大津市役所 災害対策本部室

## 目次

- 1 移動等円滑化促進方針の策定と次期バリアフリー基本構想の改定について(振り返り)
- 2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について
- 3 心のバリアフリーの取組方針について
- 4 移動等円滑化促進方針の策定と次期バリアフリー基本構想の改定について(まとめ)
- 5 今後のスケジュール(案)について

# 1 移動等円滑化促進方針の策定と 次期バリアフリー基本構想の改定について(振り返り)

## (1) 「移動等円滑化促進方針」の策定と「バリアフリー基本構想」の改定

	移動等円滑化促進方針(マスタープラン)	移動等円滑化基本構想(実行計画)
根拠法令	バリアフリー法第24条の2	バリアフリー法第25条
計画の趣旨	市全域にわたるバリアフリー化に関する指針を示した上で、移動等円滑化促進地区に設定したエリアにおいて、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すための計画。	重点整備地区に設定したエリアにおいて、公共交通、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、具体的な事業を位置づけた計画。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平成30年のバリアフリー法の改正によりマスタープラン制度が創設</li> <li>✓ 本市は「未策定」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平成23年3月策定(策定後13年経過)</li> <li>✓ JR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区、JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区を重点整備地区に位置付け</li> </ul>

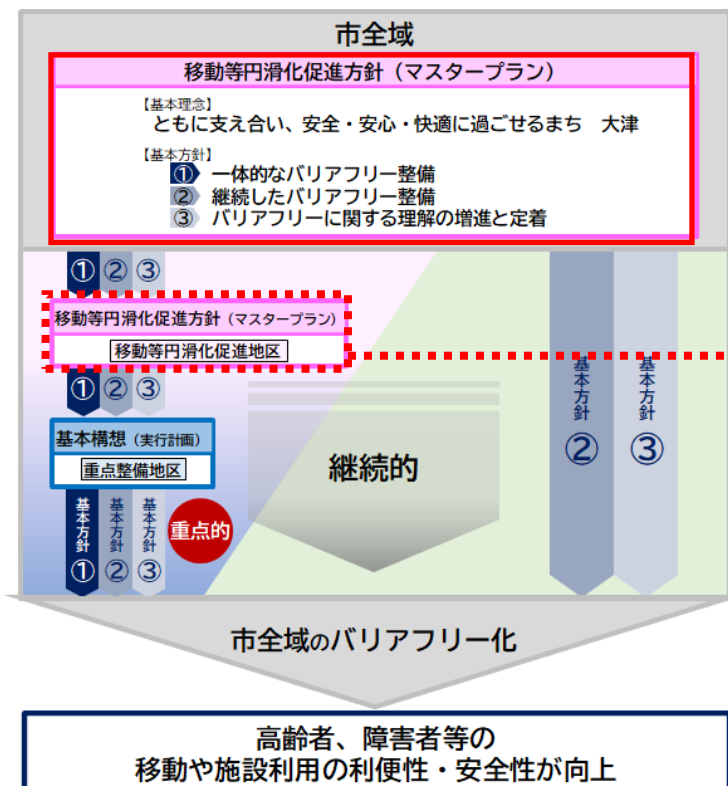
↓

移動等円滑化促進方針の策定

↓

バリアフリー基本構想の改定

## (2) 「移動等円滑化促進方針」と「移動等円滑化促進地区」の選定

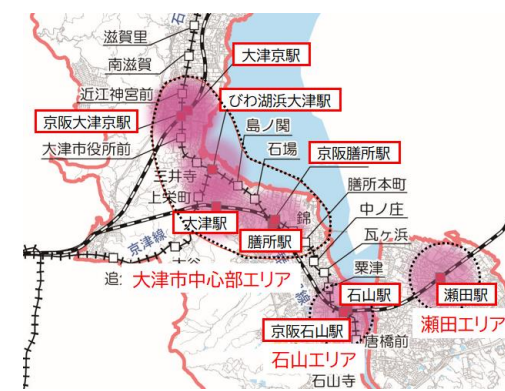


### 促進地区の選定

- ① 対象の設定
  - ・市内の全鉄道駅40駅
- ② 選定条件の設定
  - ・平均利用者数3000人/日以上
  - ・上下移動を必要とする駅 (スロープ等で上下移動できる駅は除く)
- ③ 評価(点数付け)
  - ・駅の平均利用者数など9項目
- ④ 選定(点数に応じて選定)
  - ・点数が20点を超える駅を選定

### ①大津市中心部エリア 石山エリア、瀬田エリア

鉄道駅の利用者数が多く、施設が集積している地域を選定



### ②北小松エリア、近江舞子エリア 志賀エリア、蓬萊エリア

鉄道駅の上下移動のバリアフリー化が必要な地域を選定



13駅を中心とした7エリアを移動等円滑化促進地区に選定

# 1 移動等円滑化促進方針の策定と

## 次期バリアフリー基本構想の改定について(振り返り)

### (3) 利用者等の意見反映

#### ●まち歩き(現地点検)(合計2回)

バリアフリー推進協議会の構成員等が実際に現地を点検し、様々な目線でどのようなバリア(段差等)があるか、どのような経路で移動しているか(移動の実態)を把握するために実施しました。

第1回:令和5年12月20日10時~12時(参加者12名)

JR大津京駅周辺の施設と経路

第2回:令和6年8月19日10時~12時(参加者17名)

皇子が丘公園体育館、皇子が丘公園



#### ●関係団体への聞き取り(合計11回)

障害者団体	計 6回
高齢者団体	計 2回
市民団体・連合会等	計 3回



#### ●基本構想説明会(合計3回)

障害者団体	計 1回
高齢者団体	計 1回
市民団体・連合会等	計 6回



#### 得られた意見について...

- ・駐車場やトイレに関する要望が多く得られた
- ・障害の特性に応じた整備を考えてほしい
- ・バリアフリーに対する意見を伝える場がない
- ・説明資料をわかりやすくしてほしい
- ・銀行等の利用が多い.....
- ・避難時の経路についても考慮してほしい.....
- ・街路樹を撤去し、歩道を拡幅することは、効果的と考える。路線によっては安全対策も併せて実施する必要がある。

#### 各団体より提供いただけた事項...

- ・各駅をバリアフリーチェックした内容の提供
- ・団体の広報誌にバリアフリーに関する意見の呼びかけを実施
- ・団体の啓発活動(移動に関する)についての情報提供

### 「移動等円滑化促進方針」の基本理念・基本方針

#### ・新たな視点の気づきを整備に反映

→歩道のない道路でも外側線があれば、車両に対する視線誘導としての機能だけでなく、視覚障害者の方に対する安全対策としても有効であることを教えていただいた。(弱視の場合は誘導線として有効。視覚的な情報がなくても線の凹凸が分かる。)

#### ・トイレ、駐車場、案内設備を優先的に対策

→使いたいときに使える環境にしていくことが重要である。(適切な施設整備)  
→トイレはあるのに駐車スペースが狭い、使えない。駐車場からトイレまでの場所が分かりにくい。などトイレ、駐車場、案内設備に関する要望が多い。

#### ・障害の特性に応じた対応

→誰もが利用できるということが重要である。  
→施設整備での対応が難しい場合は、人的対応等も検討(合理的配慮の提供など)

#### ・様々な意見を得る手段を検討

→意見交換会では個別的な場所の意見も多く得られた。  
→どのように要望を伝えてよいかわからない。

#### ・整備を要する場所、対策方法などの情報収集手段を検討

→関係団体のお知らせに掲載いただき、8件の要望が得られた。  
→要望に対する具体的な対策例を教えてくださいました。

#### ・バリアフリーマップの作成を検討

→施設整備されていても、どこにどんな施設があるのか分からない。知らない。

#### ・高齢者、障害者に対する情報発信の方法の検討

→誰もが得られる情報発信の手法・わかりやすい内容等を検討

### 「移動等円滑化促進方針」における「移動等円滑化促進地区」の設定

#### ・延べ床500㎡以上の金融機関を生活関連施設に追加

→金融機関への要望が多かったため、500㎡以上に施設に要件を変更。

#### ・地区内の福祉避難所を追加

→避難時の視点も考慮してほしい。

### 「バリアフリー基本構想」における進捗管理

#### ・チェックシートの充実化

→得られた意見や気づきを踏まえ、どの施設設置管理者においても簡易かつ統一的にチェックできるようチェックシートを充実させるとともに、誰にでも作成できるようマニュアルを整備する。

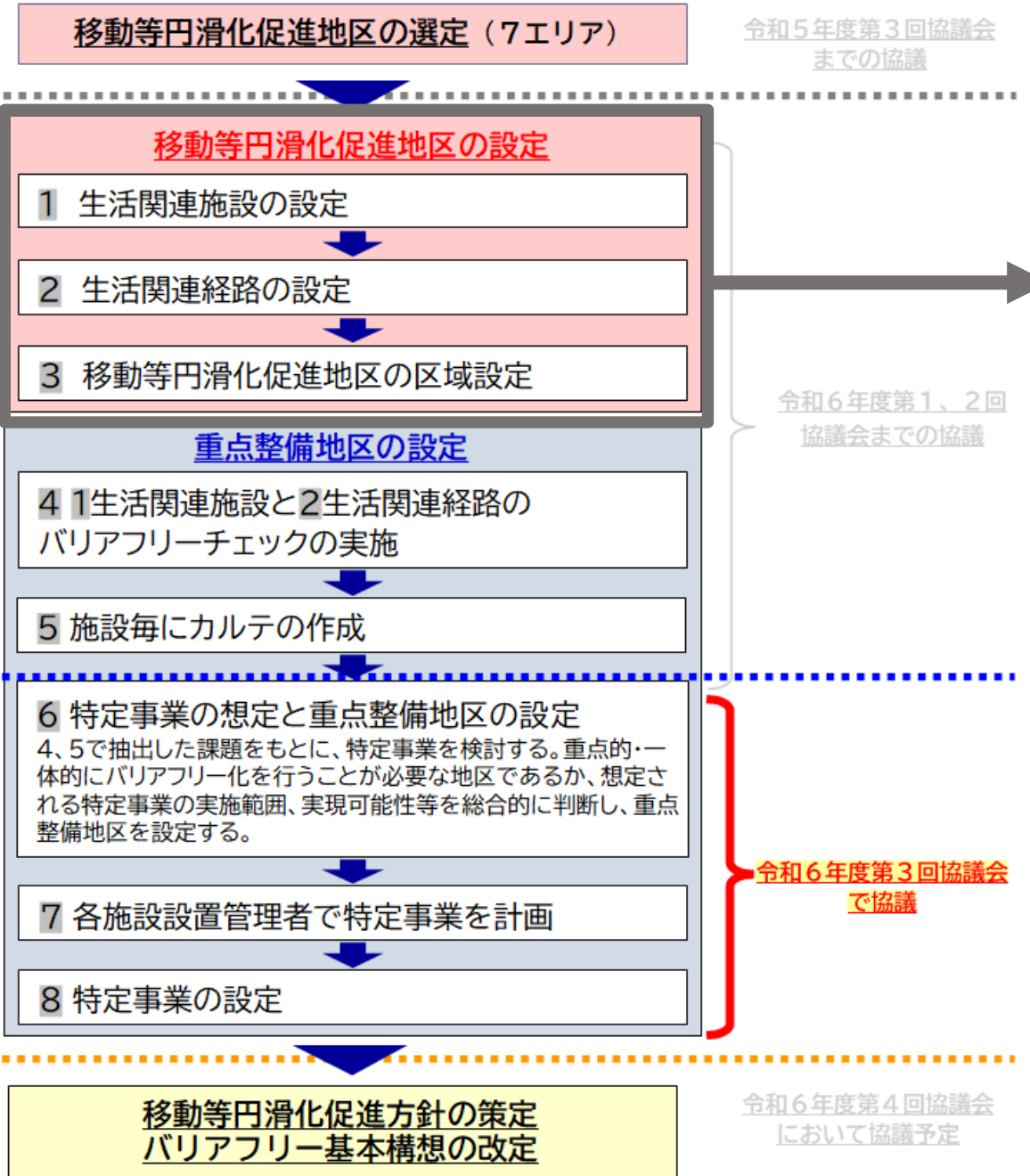
#### ・得られた意見をもとに特定事業を抽出

→得られた意見や気づきを施設設置管理者と共有し、特定事業の設定を行う。



# 1 移動等円滑化促進方針の策定と 次期バリアフリー基本構想の改定について(振り返り)

## (4) 「移動等円滑化促進地区」の設定



### 生活関連施設と生活関連経路の考え方

**生活関連施設とは...**  
高齢者、障害者等の利用が多い旅客、官公庁、福祉、商店等の施設

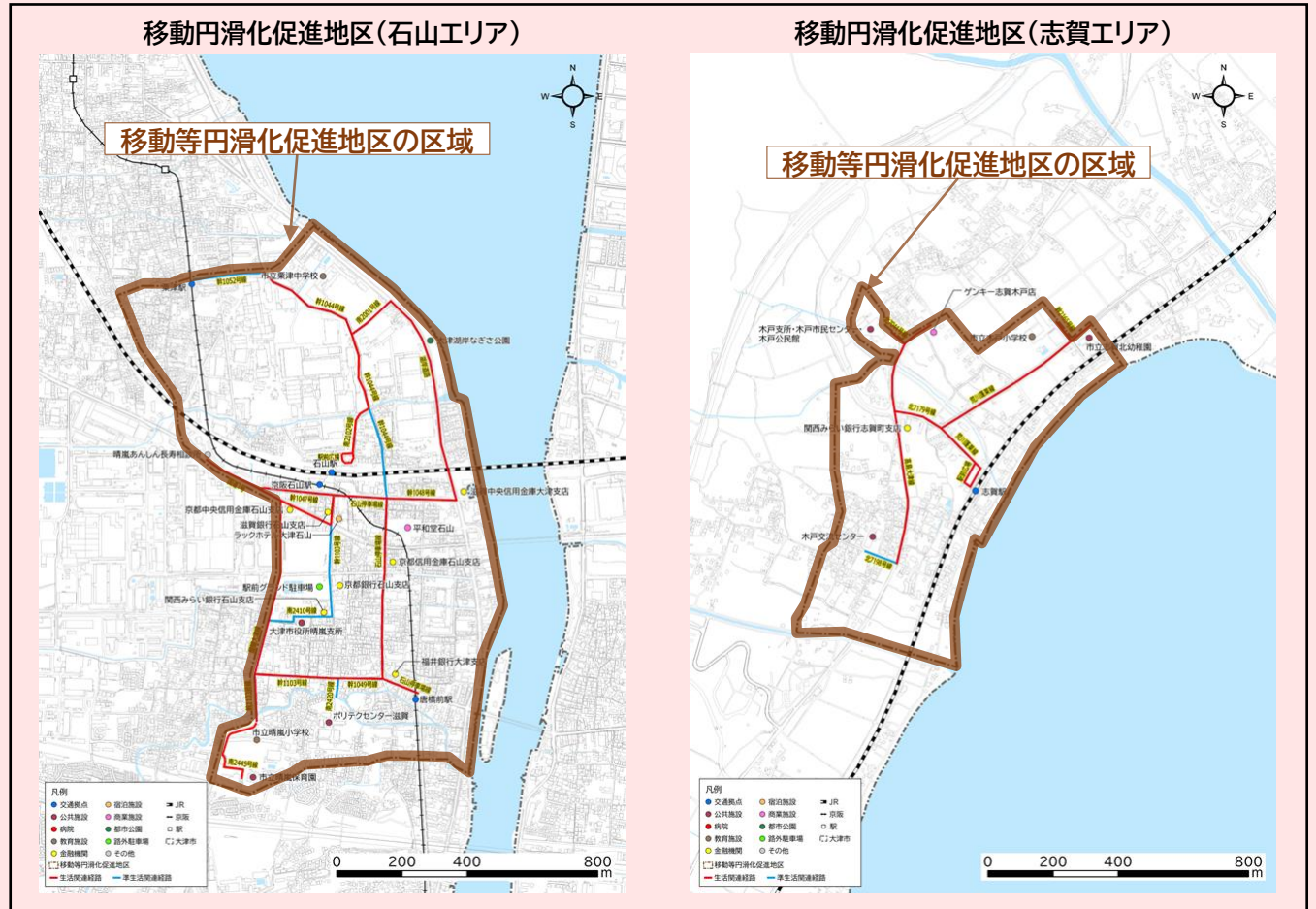
**生活関連経路とは...**  
日常的に利用が多い経路や各生活関連施設を結ぶ国道・県道・市道等の道路

**施設の考え方...**

- ①範囲: 駅から800m圏内(徒歩圏内)
- ②規模: 2,000㎡以上の施設 (公共施設・学校は基本的に全て選定)
- ③その他: 高齢者、障害者等のご意見を参考に選定

**経路の考え方...**

- ・施設と施設を結ぶ経路
- ・バリアフリーチェックを考慮した経路選定
- ・高齢者、障害者等のご意見を参考に選定





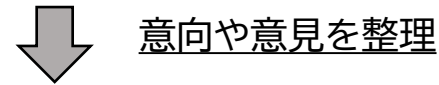


## 2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について

### (1) バリアフリー整備に関する意見や意向

#### ①道路の施設設置管理者と協議(国道、県道、市道)

生活関連経路は、事務局でバリアフリーチェックを実施し、作成したカルテに基づき、特定事業を検討。



#### 現状や意向

- ✓ 拡幅が必要となるような大規模な整備は困難であるが、誘導ブロックの設置や凹凸の修繕などは年次的に実施することに協力的。

#### 意見

- ✓ 整備に関して予算化していない段階で、特定事業の設定は難しい。
- ✓ 街路樹を伐採して歩道拡幅するのは効果的と考える。周辺住民の理解を得て実施していく必要がある。



#### ②公共施設の施設設置管理者と協議(市18所属・他団体16部署)

生活関連施設(公共施設)は、施設設置管理者にバリアフリーチェックの依頼とバリアフリー整備の現状や計画等の意向、バリアフリー整備に関する意見等を調査。



#### 現状や意向

- ✓ バリアフリーを主とした整備計画を持っている施設は無い。
- ✓ バリアフリーチェックの実施は協力的。
- ✓ ソフト面の取組(啓発や合理的配慮等)は協力的。

#### 意見

- ✓ どの範囲で、どの程度実施すべきか判断が難しい。
- ✓ 整備に関して予算化していない段階で、特定事業の設定は難しい。

### 【参考】

協議の機会を活用し、施設設置管理者には、バリアフリーチェックにおける視点をまとめたチェックシートを配布し、情報共有を図る。

#### 合理的配慮の提供事例集よりチェックする上での視点

大津市障害福祉課・大津市障害者差別解消支援地域協議会・大津市障害者自立支援協議会差別解消部会が共同で作成した「合理的配慮の提供事例集」をもとに、公共施設のバリアフリーチェックをした際の気づきを整理し、バリアフリーチェックにおける視点を例示します。

場所	項目	チェックの視点
施設全体	構造	誘導標示配置・色は適切か
		車椅子の転回空間は十分か
		手すり有無・位置・高さは適切か →P35 写真③
		ドアの構造・配置は適切か(自動ドア・引き戸が望ましい)
案内	導線の確保ができていますか	
	通路幅・勾配は適切か、スロープの有無・幅・勾配は適切か	
	床面素材は滑りやすいか	
	障害の特性に応じた誘導ができていますか(触知案内板・音声案内・電光表示) →P34 写真②	
エントランス	案内	施設案内表示の有無 インターホンの有無
	障害物	泥除けマットの有無(杖が引っ掛かり危ない、車イスが通りにくい)
受付	配慮	障害の特性に応じた表示板の有無
居室	案内	車イススペースの表示の有無(明示)
	構造	壁紙は適切か(縦縞だと手話が見にくい)
	障害物	移動に支障をきたす物が無い
便所 更衣室 シャワー ルーム	案内	緊急時呼び出しボタンの有無
		多機能トイレの表示の有無 使用中表示の有無
	配置	多機能トイレは誰もが入りやすい場となっているか →P35 写真④ (入口が女子トイレの中にある等)
	構造	手洗いの高さ・鏡の配置
機能	おむつ換え対応	
	オストメイト対応	
駐車場	案内	障害者区画の案内 インターホンの案内
	構造	障がい者用区画の有無・表示・位置・台数 P41 写真⑥
エレベーター	構造	操作盤ボタン配置・配慮
階段	構造	階段の滑り止めの有無
		滑り止め配色は適切か(黄色が見やすい)
屋外通路	構造	蹴上、踏み面が適切か(1段が高すぎないか等)
その他		路面表示が見やすいものか(消えていないか)
		自動販売機の車イス対応か 建物全体の照度は適切か

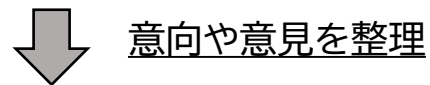
## 2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について

### (1) バリアフリー整備に関する意見や意向(つづき)

#### ③民間施設の施設設置管理者に意向調査を実施

(61施設中33施設から回答)

民間施設は、施設設置管理者が自らバリアフリーチェックを実施し、施設の現状を把握することが重要であることから、現状や整備に関する意向、バリアフリー化を進めるためにどのような支援が必要か意向調査を実施。



#### 現状や意向

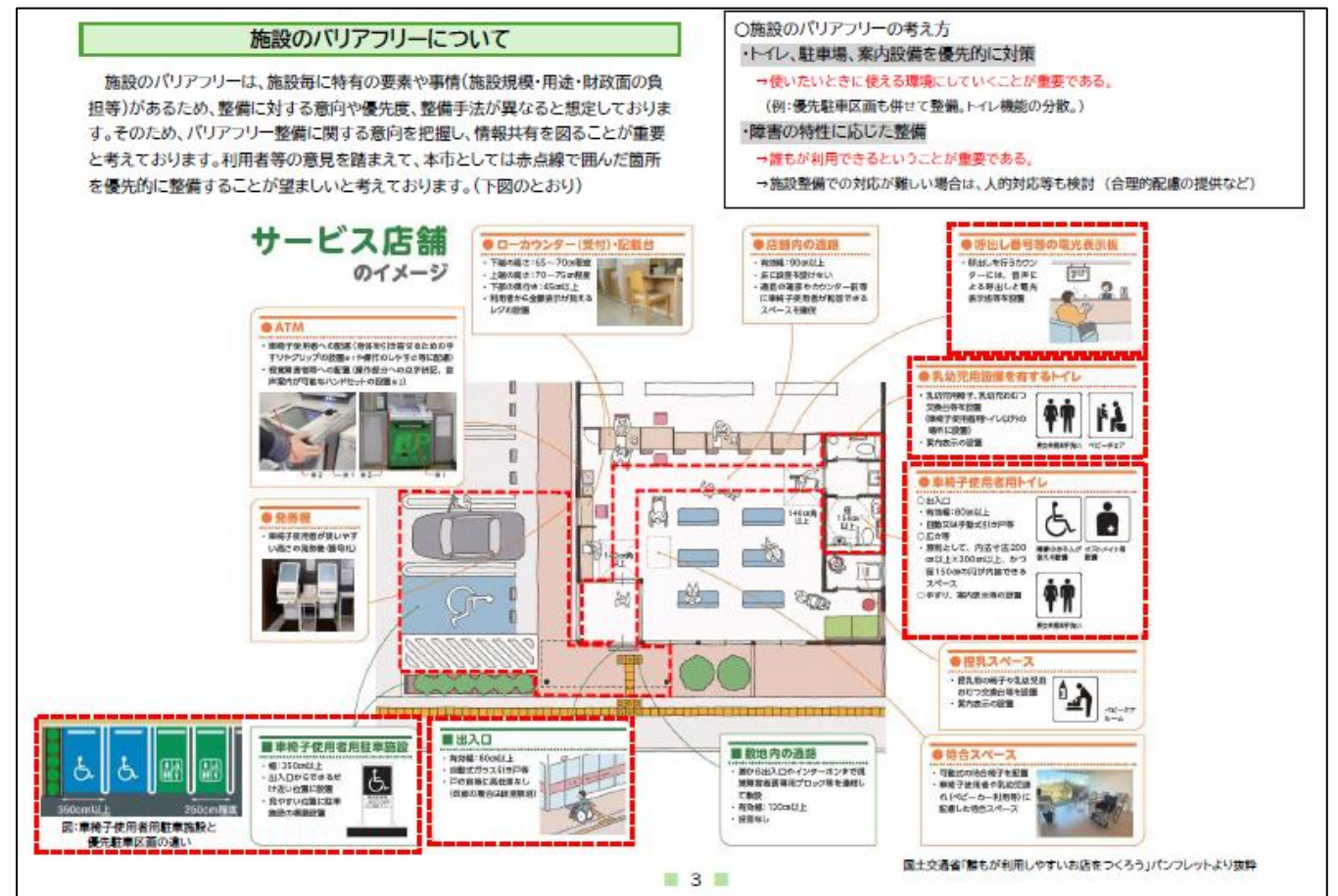
- ✓ 11施設からバリアフリー整備の意向があると回答。
- ✓ ソフト面の取組(啓発や合理的配慮等)は8割以上が「取り組んでいる」または「今後取り組めそう」と回答。
- ✓ バリアフリーチェックの実施については5割以上の施設が「協力可能」と回答。

#### 意見

- ✓ 「バリアフリー整備の補助制度」、「バリアフリーに関する各種情報提供」、「バリアフリーに関する取組のPR」の支援があればよい。
- ✓ 整備の優先度を決めてもらえると整備に取り組みやすい。

#### 【参考】

意向調査の機会を活用し、施設設置管理者には、施設のバリアフリーの視点等をまとめたチラシを配布し、情報共有を図る。



**施設のバリアフリーについて**

施設のバリアフリーは、施設毎に特有の要素や事情(施設規模・用途・財政面の負担等)があるため、整備に対する意向や優先度、整備手法が異なると想定しております。そのため、バリアフリー整備に関する意向を把握し、情報共有を図ることが重要と考えております。利用者等の意見を踏まえて、本市としては赤点線で囲んだ箇所を優先的に整備することが望ましいと考えております。(下図のとおり)

**施設のバリアフリーの考え方**

- ・トイレ、駐車場、案内設備を優先的に対策
  - 使いたいときに使える環境にしていくことが重要である。
  - (例:優先駐車区画も併せて整備、トイレ機種の分岐。)
- ・障害の特性に応じた整備
  - 誰もが利用できるということが重要である。
  - 施設整備での対応が難しい場合は、人的対応等も検討(合理的配慮の提供など)

**サービス店舗のイメージ**

- ATM**
  - ・車椅子利用者への配慮(身体を接触可能な手すりやフックの設置、手すりなしのATM等)
  - ・視覚障害者への配慮(操作部への点字表示、音声案内が可能なATMの設置等)
- エレベーター**
  - ・車椅子が乗りやすい高さの乗降口
- ローカウンター(受付)・配膳台**
  - ・下部の高さ:65~70cm程度
  - ・上部の高さ:70~75cm程度
  - ・下部の奥行き:45cm以上
  - ・利用者から全面視認可能なレジ設置
- 店舗内の通路**
  - ・幅:90cm以上
  - ・扉に障害物がない
  - ・通路の障害物のカウンター・扉等に車椅子が通れるスペースを確保
- 貸出し番号等の電光表示板**
  - ・幅:100cm以上
  - ・表示板の高さ:170cm以上
  - ・表示板の奥行き:45cm以上
  - ・表示板の設置位置:利用者から視認可能なスペースを確保
- 乳幼児用設備を有するトイレ**
  - ・乳幼児用設備:乳幼児用おむつ交換台やオムツ交換機(車椅子が乗れる高さ)の設置
  - ・乳幼児用設備:オムツ交換機
  - ・奥行き:100cm以上
- 車椅子利用者用トイレ**
  - ・出入口
  - ・有効幅:80cm以上
  - ・自動ドア手動式は180cm以上
  - ・扉の高さ:144cm以上
  - ・扉の厚さ:5cm以下
  - ・扉の奥行き:100cm以上
  - ・奥行き:100cm以上
  - ・奥行き:100cm以上
  - ・奥行き:100cm以上
- 授乳スペース**
  - ・授乳用の椅子や乳幼児用おむつ交換機を備える
  - ・奥行き:100cm以上
- 総合スペース**
  - ・車椅子が乗れる高さの設置
  - ・車椅子が乗れる高さの設置
  - ・奥行き:100cm以上
- 車椅子利用者用駐車施設**
  - ・幅:35cm以上
  - ・出入口の高さ:180cm以上
  - ・出入口の奥行き:100cm以上
  - ・奥行き:100cm以上
- 出入口**
  - ・有効幅:80cm以上
  - ・自動ドア手動式は180cm以上
  - ・扉の高さ:144cm以上
  - ・扉の厚さ:5cm以下
  - ・扉の奥行き:100cm以上
  - ・奥行き:100cm以上
- 店舗内の通路**
  - ・幅:90cm以上
  - ・扉に障害物がない
  - ・通路の障害物のカウンター・扉等に車椅子が通れるスペースを確保

国土交通省「誰もが利用しやすいお店をつくらうパンフレット」より抜粋

国土交通省「誰もが利用しやすいお店をつくらうパンフレット」より抜粋

### (2) 施設設置管理者の意見や意向を踏まえた特定事業の設定に向けて

- ✓ バリアフリー整備を早期に着手し計画的に進められるよう、施設設置管理者の整備目途がついた時点で、速やかに特定事業に設定できる仕組みが必要。
- ✓ 促進方針や基本構想に基づいたバリアフリー整備に協力してもらえよう、施設設置管理者の意向に沿った支援の実施や、バリアフリー整備に関する情報共有や提供・協議を積極的に行う必要がある。



## 2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の 設定に向けた考え方について

### (3) 特定事業の設定についての考え方(案)

	特定事業の内容	事業主体	R6年度					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			10月	11月	12月	1月	2月					
特定事業の設定	生活関連経路 道路特定事業	①市	特定事業の設定について協議		必要に応じて特定事業の設定に向けた継続協議	移動等円滑化促進方針の策定	バリアフリー基本構想の改定	特定事業の実施				移動等円滑化促進方針の改定(予定)
		②県										
		③国										
	公共交通特定事業	④西日本旅客鉄道株式会社	特定事業の設定について協議		必要に応じて特定事業の設定に向けた継続協議		バリアフリー基本構想の改定	特定事業の実施	整備の目途がついた事業は基本構想に随時追加			移動等円滑化促進方針の改定(予定)
		⑤京阪電気鉄道株式会社										
	生活関連施設	公共交通特定事業 路外駐車場特定事業 都市公園特定事業 建築物特定事業 交通安全特定事業	⑥公共施設設置管理者	特定事業の設定について協議		必要に応じて特定事業の設定に向けた継続協議		バリアフリー基本構想の改定	特定事業の実施	整備の目途がついた事業は基本構想に随時追加		
路外駐車場特定事業 建築物特定事業		⑦民間施設設置管理者	特定事業の設定について協議	バリアフリーチェックの依頼	必要に応じて特定事業の設定に向けた継続協議		バリアフリー基本構想の改定	特定事業の実施	整備の目途がついた事業は基本構想に随時追加			移動等円滑化促進方針の改定(予定)
			意向調査の実施		※ バリアフリーチェックの実施 ※ 特定事業計画(カルテ)の作成			特定事業の設定に向けて継続的に協議				
					※ 継続的なバリアフリーチェックの実施 ※ 特定事業計画(カルテ)の作成							

※については必要に応じて事務局が支援

- ✓ 施設設置管理者との協議の上で、整備の目途がついた事業は、随時特定事業の設定を行い基本構想に追加する。
- ✓ 追加で特定事業に設定する(した)場合は、バリアフリー推進協議会で報告する。

## 2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について

### (4) 特定事業の表記の変更点(案)について

現行の基本構想の表記

事業箇所	課題	主な事業内容	平成 27 年度まで	平成 32 年度まで	備考
幹 1041 号	歩道がない	交通規制にあわせた歩行空間の確保		●	※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換、側溝蓋等の設置
幹 1042 号	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換
幹 1072 号	縦断勾配・横断勾配がきつい	勾配のきつい箇所の改良	●		周辺との取付に支障がない範囲で修正可能 ※重点項目に該当
	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているものの、適切に敷設されていない	視覚障害者誘導用ブロックの改良	●		連続性の確保、輝度比の向上等、基準に基づき修正 ※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチングに交換
	バイクや看板等の障害物があるため、歩きにくい	違法看板や駐輪等取り締まり・撤去	●		各条例に基づき実施
幹 2014 号 (都市計画道路 3・5・105 号)	歩道がない	大津駅西第一土地区画整理事業に伴い、道路移動等円滑化基準に沿った道路整備		●	両側歩道(自転車歩行者道 W=3.5m) ※重点項目に該当
中 2521 号	歩道がない	交通規制にあわせた歩行空間の確保		●	※重点項目に該当
	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良	●		細目グレーチングに交換
中 3201 号	歩道の動線が直線になっていない	交差点部歩道の改良		●	交差点の部分改良
中 3204 号	グレーチングの幅が大きい	側溝蓋等の改良		●	細目グレーチングに交換
中 3318 号 (浜大津スカイクロス)	階段の端部の色が明確になっていない	階段や端部の色の明確化	●		階段着色
	案内設備がない	案内・(音声)誘導施設の整備		●	
中 3319 号	歩道がない	みなし歩道による安全性の高い歩行空間の確保	●		※重点項目に該当

次期基本構想の表記(案)

施設名	市道幹 1037 号線	実施主体	令和 11 年度 を目標に整備	令和 16 年度 を目標に整備	道路・河川管理課
整備項目					継続して実施 継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅			●	●	
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)					●
グレーチングを細目に改良					●
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

変更点① 変更点②

#### 変更点(案)

##### ①「継続して実施」の項目を追加

→部分的な段差補修やグレーチングの改良等については、1路線に複数箇所ある場合が多く、新たに生じることもあるため、**随時補修していくものとして項目を追加**。なお、年次毎に整備内容や箇所を整理し、バリアフリー推進協議会の場で報告します。  
(現時点で把握している箇所は計画期間内で実施)

##### ②「継続協議」の項目を追加

→特定事業として設定することが望ましいが、費用、施工条件、構造、用地等の不確定要素が多く、具体的な整備手法や時期について、現時点で計画困難な事業が該当します。  
上記事業は**実現を目指し施設設置管理者と継続的な協議を行う事業**であることを明確にするために追加します。

(3)、(4)の考え方で特定事業を設定し、**施設設置管理者と継続的に協議していく仕組みや、特定事業の設定を柔軟に反映できる仕組みにしていきます**。併せて、特定事業に協力を得られるような仕組みの検討をしていきます。

## 2 次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について

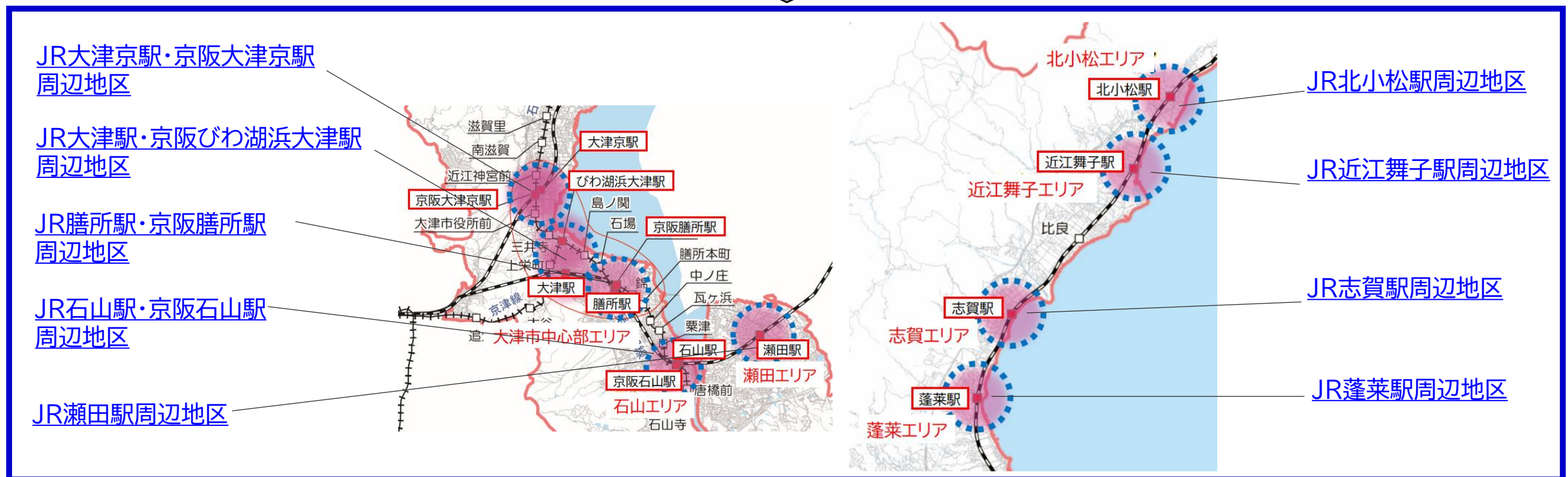
### (5) 重点整備地区の要件(国のバリアフリー基本構想作成に関するガイドライン)

- ・生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区（原則として生活関連施設が概ね3つ以上あること）
- ・生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

### (6) 重点整備地区の設定における本市の考え方(案)

- ① 7エリア全てについて、公共施設の施設設置管理者との協議を通して、バリアフリーチェックの実施等の協力が得られています。これから、継続的に整備に向けた協議をしていくことで、特定事業の設定やバリアフリー整備を実現できると考えます。
- ② 7エリア全てについて、民間施設の施設設置管理者への意向調査の結果、「取り組んでいる」や「今後取り組むことが出来る」と回答があり、バリアフリーに関する情報提供等や、継続的に整備に向けた協議をしていくことで、特定事業の設定やバリアフリー整備を実現できると考えます。

選定した「移動等円滑化促進地区」7エリアから9つの地区を「重点整備地区」として設定





# 3 心のバリアフリーの取組方針について

## (1) 心のバリアフリーについて

「心のバリアフリー」とは

(ユニバーサルデザイン2020行動計画より)

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、以下の3点である。

### ① 正しい理解

障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障壁の社会モデル」を理解すること。

### ② 意識の醸成

障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。

### ③ 興味・理解・交流・バリアがない状態

自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

## (2) 移動等円滑化に向けた心のバリアフリーのポイント

- ① 施設や道路に人為的なバリアを作らない。(例:放置自転車等)
- ② 障害者用の設備等の適切な情報提供する。
- ③ 障害者用の設備等を他の用途で使用しない。(例:バリアフリートイレの適正な利用等)
- ④ 誰もが施設や道路のバリアに気づけるようになる。
- ⑤ 困っている人のために行動できるようになる。



上記を踏まえ、それぞれの立場・役割において具体的な取組を実行することが重要

## (3) 心のバリアフリーの推進における役割と取組例

行政	役割	多様な関係者と協力し、バリアフリーに関する情報発信や啓発活動、学びの活動等、心のバリアフリーを育む取組を計画的に推進する。
	取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーマップの作成</li> <li>・まち歩き点検の定期的な開催</li> <li>・バリアフリーに関する学びの実施</li> <li>・心のバリアフリーの取組の情報収集と発信</li> </ul> 
事業者 (施設設置管理者)	役割	社員におけるバリアフリーの意識を高める学びの推進や障害者等の様々な心身の特性を理解し、多様なニーズに応える商品やサービスを提供する。
	取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに関する社内研修</li> <li>・放置自転車や不法占用物の適切な指導</li> <li>・バリアフリーチェックの実施による施設の現状把握</li> <li>・合理的配慮に向けたサポート体制の構築</li> <li>・適正利用の情報発信や啓発</li> <li>・心のバリアフリーの取組の情報発信</li> </ul> 
市民	役割	バリアフリーへの関心を深め、自ら理解に努め、行政や事業者等から提供される情報や啓発、学びの活動等を積極的に受け取り、困っている人のために行動する。
	取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに関する情報収集</li> <li>・バリアフリーに関する学び等への参加</li> <li>・バリアフリー施設の適正利用への理解</li> <li>・バリアフリーに関するサイン、シンボルマークを適切に理解</li> </ul> 

# 4 移動等円滑化促進方針の策定と

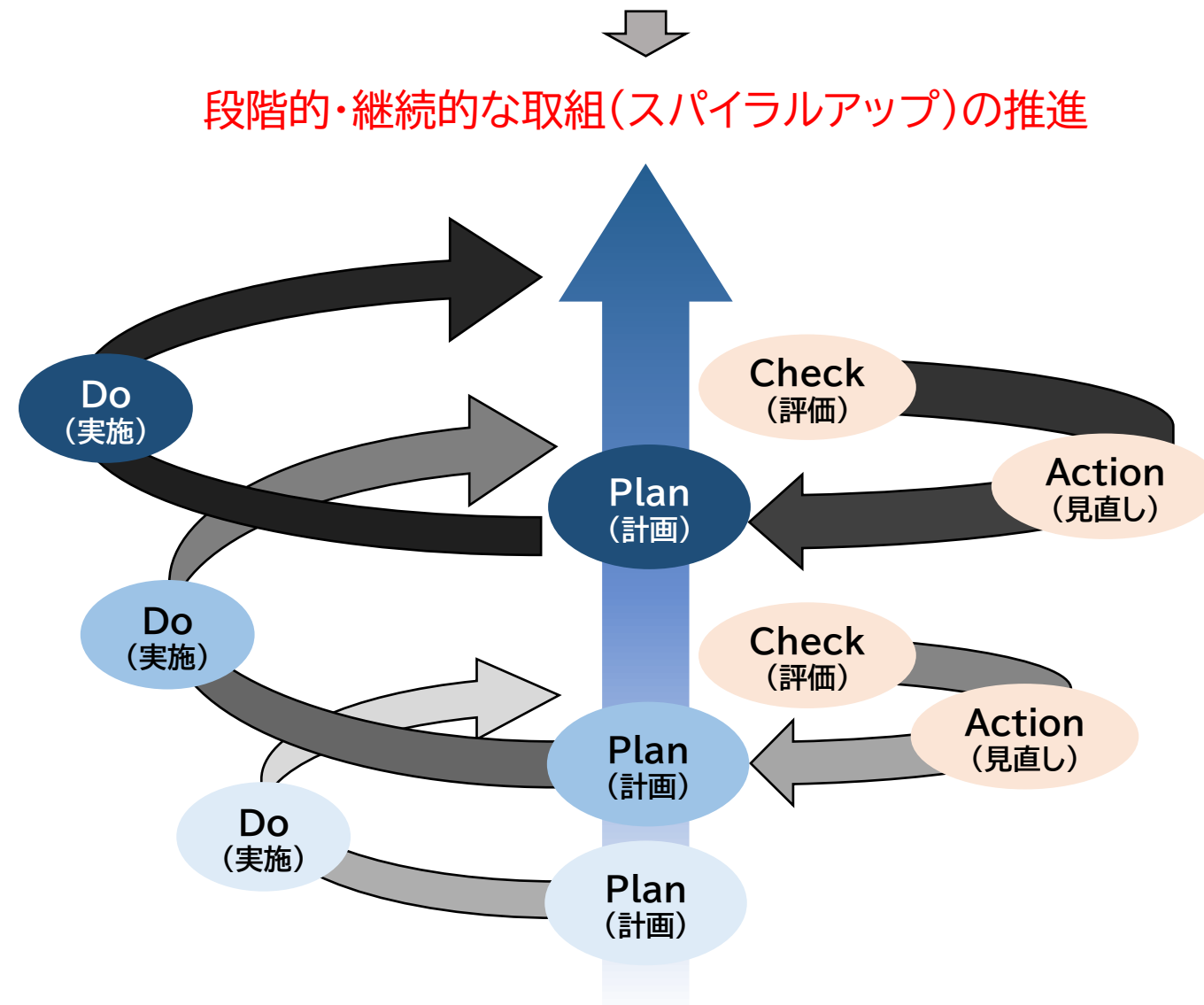
## 次期バリアフリー基本構想の改定について(まとめ)

### (1) 評価指標(案)

項目	目標値 (目標設定)	目標年次
<b>基本方針①(基本構想の事業評価)</b>		
特定事業の進捗率	100%	令和16年度
「継続して実施」事業の整備箇所数	9箇所以上/年	令和16年度
新たに設定した特定事業	1回以上/年 (協議会等で報告)	令和16年度
特定事業の整備事例の整理と情報提供	随時 (協議会等で報告)	-
<b>基本方針②</b>		
障害者や高齢者等の意見収集と整理	1回以上/年 (協議会等で報告)	-
要望箇所の把握	1回以上/年 (協議会等で報告)	-
整備箇所の把握	1回以上/年 (協議会等で報告)	-
個別箇所の整備事例の整理と情報提供	1回以上/年 (協議会等で報告)	-
<b>基本項目③(特定事業については基本構想の事業評価)</b>		
特定事業の進捗率	100%	令和16年度
まち歩きの点検の実施回数	1回以上/年	令和16年度
心のバリアフリーの取組事例の整理と情報提供	随時 (協議会等で報告)	-

### (2) 事業の評価と見直し

バリアフリーに関する情報収集等や、特定事業の進捗等の協議を継続して実施し、その過程をPDCAサイクルに基づき適宜評価・改善していきます。



※ 5年を目途に促進方針及び基本構想の改定を予定。

図:評価の考え方について

# 4 移動等円滑化促進方針の策定と 次期バリアフリー基本構想の改定について(まとめ)

## (3) 促進方針と基本構想のまとめ

①重点整備地区において、基本構想に基づき計画性をもった重点的・一体的なバリアフリー整備を実施

②市全域において、地域の要望等に応じた個別のバリアフリー整備を継続して実施

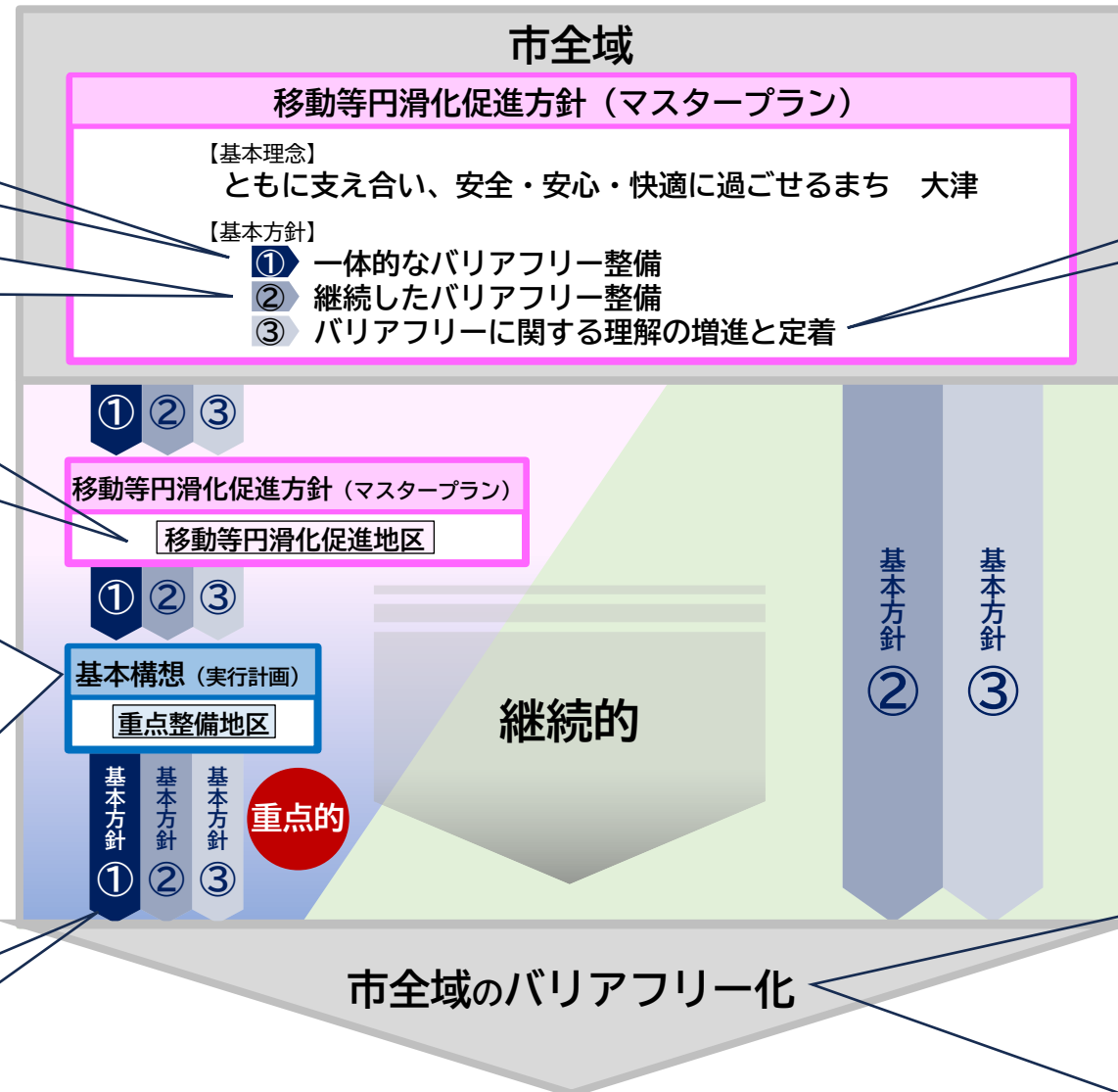
④9つの評価指標を踏まえて、優先的にバリアフリー化を図る7エリアを移動等円滑化促進地区に設定

⑤拠点となる13駅を中心とした9地区を重点整備地区に設定

①大津市中心部エリア ②北小松エリア、近江舞子エリア、石山エリア、瀬田エリア、志賀エリア、蓬萊エリア



⑥基本構想に位置付けられた特定事業は10年間で整備を実施  
施設設置管理者と継続的に協議し、バリアの解消を目指す仕組みづくりを実施



③バリアフリーに対する理解の増進と定着を促すため、心のバリアフリーに関する取組を継続して実施

- 移動等円滑化促進方針と基本構想の評価指標**
- 基本方針①(基本構想)**
- ・ 特定事業の進捗率 (目標年度が決まっている事業)
  - ・ 「継続して実施」事業の整備箇所数
  - ・ 新たに設定した特定事業
  - ・ 特定事業の整備事例の整理と情報提供
- 基本方針②**
- ・ 要望箇所の把握
  - ・ 整備箇所の把握
  - ・ 個別の整備事例の整理と情報提供
- 基本方針③**
- ・ 特定事業の進捗率 (目標年度が決まっている事業)
  - ・ まち歩き点検の実施回数
  - ・ 施設設置管理者の取組事例の整理と情報提供

高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性が向上

図:バリアフリー化の進め方



# 5 今後のスケジュール(案)について

	令和5年度									令和6年度												
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
バリアフリー推進協議会																						
パブリックコメント																						
市議会報告																						

**第2回(11/8)**  
 ① 次期基本構想等の策定の進め方  
 ② 移動等円滑化促進地区候補の中心となる拠点(案)の抽出 など

**第1回(7/26)**  
 ① 現基本構想の事業進捗状況の報告  
 ② 次期基本構想等の策定スケジュールの説明 など

**第3回(2/9)**  
 ① 移動等円滑化促進方針(案)の設定  
 ② 移動等円滑化促進地区(案)の選定、生活関連施設、生活関連経路、区域(案)の設定 など

**第1回(5/29)**  
 ① 促進地区(案)の選定と設定に係る協議  
 ② 重点整備地区(案)の設定に係る協議 など

**第2回(9/11)**  
 ① 促進地区(案)の選定と設定に係る協議  
 ② 重点整備地区(案)の設定に係る協議 など

**第3回(11/20)**  
 ① 促進地区(案)の選定と設定に係る協議  
 ② 重点整備地区(案)の設定に係る協議 など

**第4回(2月中)**

R6.12月中旬~R7.1月中旬

促進方針の策定・基本構想の改定

令和6年11月20日 第3回バリアフリー推進協議会  
 ・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議 など

12月中旬~ パブリックコメントの実施

令和7年 2月上旬頃 第4回バリアフリー推進協議会  
 ・パブリックコメントの結果報告、最終案の確認 など

3月頃 促進方針の策定、基本構想の改定